三調発　６３　号
令和７年６月１９日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会長　川 井 一 浩

都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（お知らせ）

平素は、当会の活動にご協力いただきありがとうございます。
日調連より周知依頼のありました別添文書(日調連発第 33 号)を送付させていただきます。
つきましては、以下の点にご留意いただき、引き続き街区基準点等を利用した国家座標による地積測量図の作成をいただきますようお願いいたします。
なお、以下の留意点については、津地方法務局と協議し、確認済であることを申し添えます。

記

１　「津地方法務局における街区基準点の使用指針」について
津地方法務局にて制定されている標記指針（平成２０年４月１日施行）の従来の取扱いを変更するわけではありません。
会員専用ＨＰ→ 「津地方法務局における街区基準点の使用指針」
→ https://www.mie-chosashi.or.jp/member/kijunten/01.pdf

２　ＤＩＤ地区内等で近傍に街区基準点等の基準点が存在しているにもかかわらず、亡失、または精度が悪い等の理由で、基本三角点等に基づく測量ができない場合や、その他の特別な事情がある場合は、その理由を不動産登記規則第 93 条調査報告書に詳細に記載し、地図等（例示は別添 2 を参照）を作成し、必要に応じて同調査報告書に添付してください。

日 調 連 発 第 ３ ３ 号
令和７年５月１５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（お願い）

平素から当連合会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記については、平成 18 年 8 月 18 日付け日調連発第 175 号（別添 1）をもって通知し、街区基準点が設置された区域においては、分筆等の登記申請に際し、不動産登記規則第 77 条第 1 項第 8 号の趣旨を踏まえ、街区基準点の測量成果を活用する必要があります。この度、国家座標による地積測量図の作成が土地家屋調査士の基本的な姿勢であることから、不動産登記規則第 77 条第 2 項に規定される特別の事情における近傍の距離に対する考え方を下記のとおりまとめました。

つきましては、標記について改めて認識いただくとともに、街区基準点の利用を徹底するため、貴会会員へ改めて周知し、指導いただきますようお願いします。

なお、街区基準点の平面直角座標の数値については、本年 3 月 28 日付け日調連発第 381 号をもってお知らせした本年 4 月 1 日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定の影響について、当連合会が入手した情報によれば、平面直角座標への影響は極めて少なく、実務への影響もないとのことから、計算において標高を使用しない場合は、引き続き街区基準点の測量成果を活用するよう重ねてお願いします。

記

１　街区基準点設置区域内における「近傍」（不動産登記規則第 77 条第 2 項）の具体的な距離は、街区多角点が約 200m 間隔で設置されていることを考慮し、対象地より半径 200m を標準と解す。

２　近傍に街区基準点が存しない、又は点間精度が悪いこと等を理由に街区基準点に基づかない地積測量図を作成する場合には、不動産登記規則第 93 条調査報告書「09　筆界位置の計測」中「基本三角点等に基づく測量ができない理由」の詳細を記載の上、その範囲を図示した地図等（例示は別添 2 を参照）を同調査報告書に添付するものとする。

３　その他に特別の事情がある場合は、同調査報告書「09　筆界位置の計測」中「基本三角点等に基づく測量ができない理由」を詳細に記載するものとする。

以上

日調連発第１７５号
平成１８年８月１８日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（通知）

今般、国土交通省土地・水資源局国土調査課長から法務省民事局民事第二課長へ、都市再生街区基本調査の成果として、街区基準点及び街区点補助点測量成果に関する情報の提供があり、法務省民事局民事第二課長から標記に関する通知（下記）がありましたので送付します。

今後、分筆等の登記の申請の際には、本趣旨及び不動産登記規則第７７条第１項第７号等の趣旨を改めて踏まえた上で調査・測量業務を行うことにつき会員への指導方お願いします。

なお、成果の閲覧については、各法務局及び地方法務局での対応に係るものでありますので、詳細については、各法務局等と協議されたくお願いします。

記

別添　都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（平成１８年８月１５日付け法務省民二第 1795 号連合会長あて法務省民事局民事第二課長通知）

別紙甲号：都市再生街区基本調査による街区基準点及び街区点補助点測量成果の送付について（平成１８年７月１４日付け国土国第 115 号法務省民事局民事第二課長あて国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）

別紙乙号：都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（平成１８年８月１５日付け法務省民二第 1794 号法務局民事行政部長、地方法務局長あて法務省民事局民事第二課長通知）

法務省民二第１７９５号
平成１８年８月１５日

日本土地家屋調査士会連合会会長
松　岡　直　武　　殿

法務省民事局民事第二課長　　團　藤　丈　士

都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（通知）

平成１５年６月に内閣の都市再生本部から示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」（以下「平成地籍整備」という。）の方針に基づき，平成１６年度から都市再生街区基本調査が実施され，その成果として，標記の街区基準点が設置されたところです。

今般，国土交通省土地・水資源局国土調査課長から，別紙甲号のとおり街区基準点の成果に係る情報の提供があり，別紙乙号により，法務局民事行政部長及び地方法務局長あて通知しましたので，お知らせします。

貴会におかれましても，各土地家屋調査士会を通じて各会員に対し，街区基準点の整備の趣旨及びその積極的な活用の必要性を周知していただくとともに，分筆の登記等の申請に当たっては，街区基準点の成果に基づいた調査及び測量の実施について御指導いただけますようお願いいたします。

別紙甲号

国土国第１１５号
平成１８年７月１４日

法務省民事局民事第二課長　殿

国土交通省土地・水資源局
国土調査課長

都市再生街区基本調査による街区基準点及び街区点補助点測量成果の送付について

平素より、地籍調査事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省は、平成１６年度から１８年度にかけて実施している都市再生街区基本調査における成果の一部として、公共基準点に相当する基準点として活用可能な街区基準点及び街区点補助点の測量成果を得ており、地籍調査事業への活用を図っていくこととしております。

また、本成果は都市部（ＤＩＤ）において不動産登記法に基づく地積測量図が作成される際に「基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値」（不動産登記規則第７７条第１項第７号）としての要件を満たしており、地積測量図の作成にもご活用いただけるものと考えます。

今般、街区基準点及び街区点補助点の測量成果の写しを送付いたしますので、管轄登記所にこれらの成果の写しを備え付けていただき、これらの地区においては、地積測量図作成の際にこれらの成果を利用していただくよう関係機関等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙乙号

法務省民二第１７９４号
平成１８年８月１５日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（通知）

平成１５年６月に内閣の都市再生本部から示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」（以下「平成地籍整備」という。）の方針に基づき，都市再生街区基本調査が平成１６年度から実施されてきたところであり，その成果として，標記の街区基準点が設置されたところです。

今般，国土交通省土地・水資源局国土調査課長から，別添のとおり街区基準点の成果に係る情報の提供がありましたが，その取扱いについては下記のとおりとすることとしましたので，貴管下登記官に対し，その旨周知するとともに，同成果の活用方につき配意願います。

なお，街区基準点の活用については，日本土地家屋調査士会連合会に通知済みであることを申し添えます。

おって，下記の内容については，国土交通省土地・水資源局国土調査課とも協議済みです。

記

１　街区基準点の整備

(1) 整備の内容

平成地籍整備の方針に基づいて実施される基礎的調査として，同方針に基づく後続事業（地籍調査素図の作成，地籍調査の実施等）における測量の基準となる基準点の整備を行うものである。

街区基準点の整備における成果は，次のとおりである。

設置点名称	相当する公共基準点	備　　考
街区三角点	２級相当公共基準点	500m おきに設置
街区多角点	３級相当公共基準点	200m おきに設置
補助点	４級相当公共基準点	新点間の距離の制限なし

(2) 整備の主体

街区基準点の整備は，国土交通省が実施するものとされている。ただし，整備後の街区基準点の維持及び管理については，市区町が行うものとされている。

(3) 街区基準点の成果の公開

整備された街区基準点に関する街区基準点網図，街区基準点成果表及び点の記（以下これらを総称して「街区基準点の成果」という。）については，市区町において公開されることが予定されている。

2 街区基準点の成果の活用

街区基準点は，平成地籍整備に係る都市再生街区基本調査の後続事業において活用することが予定されているものであるが，適正な維持及び管理がされているものであるから，平成地籍整備以外の調査及び測量に活用することも可能である。

特に，街区基準点が整備された地域においては，分筆の登記や地積に関する登記等（以下「分筆の登記等」という。）に伴って登記所に提供される地積測量図を作成するための測量の基準として利用することが可能である。

そこで，登記所においても，街区基準点及び街区基準点の成果の活用を図るため，次の施策を実施するものとする。

(1) 街区基準点の成果の登記所への送付

法務省に送付された街区基準点の成果は，速やかに，法務局又は地方法務局を経由して，各管轄登記所に送付する。

なお，街区基準点の成果は，電磁的記録に記録された情報をもって送付する。

(2) 登記所における街区基準点の成果の備付け及び公開等

街区基準点の成果の送付を受けた登記所においては，登記所にあるパソコンを用いてその成果を出力する。

出力した街区基準点の成果は，バインダーに編てつする等して，登記所内の適宜の場所に備え付け，これを一般に公開する。

なお，街区基準点の成果の公開方法は，紙による閲覧のみとし，その写しの交付又は電子媒体での提供は行わないものとする。

(3) 街区基準点の成果の周知及び活用

街区基準点の成果の送付を受けた各法務局又は地方法務局は，その管轄区域に設立された土地家屋調査士会（支部を含む。）を通じて，会員である土地家屋調査士に対し，街区基準点の成果の送付を受けた旨並びに同成果の管轄登記所への備付け及び公開について周知を図るとともに，分筆の登記等の申請に伴い提供される地積測量図を作成するための調査及び測量をする際には，管轄登記所に備え付けられた街区基準点の成果を利用するよう通知する。

(4) 分筆の登記等の申請があった場合の取扱い

街区基準点の成果を管轄登記所に備え付けた後，街区基準点の整備が完了した地域内の土地について，地積測量図を添付してする分筆の登記等の申請があった場合には，登記官は，登記所に備え付けられている街区基準点の成果に基づいて調査及び測量がされているかを確認し，街区基準点を利用することができるにもかかわらず，この街区基準点に基づかない地積測量図が作成されている場合には，基本三角点等に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして，当該分筆の登記等の申請を却下することとして差し支えない（不動産登記法第２５条第９号）。


亡失
駅
町（二）
通
200m
亡失
亡失
節点は成果公開なし
町